

(案)

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託業者選定実施要領

1 業務内容等

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託仕様書のとおり

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務委託料

以下の金額を上限とします。

1 年目（令和 7 年度分） ●●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 年目（令和 8 年度分） ●●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 年目（令和 9 年度分） ●●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 年目（令和10年度分） ●●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

合 計 ●●●● 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「15 補償コンサルタント 08 総合補償部門」に登載されていること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

4 提案を求める内容

(1) 実施体制についての提案

【仕様書第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第41条第 7 項関係】

(2) 相談対応等を行う事務所の設置

ア 権利者等との用地取得関連業務を効果的かつ効率的に実施するための事務所候補地、選定から開設までの実現可能な業務フロー、開設までの間の相談対応についての提案【特記仕様書第 4 条第 2 項関係】

イ (3) 及び(4)の相談対応業務を行う上での、心理的安全性などに配慮した窓口のレイアウトについての提案【特記仕様書第 4 条第 2 項関係】

ウ 権利者のニーズに応じた効率的かつ柔軟に相談対応等を実施するための事務所の受付日や受付時間、受付方法、その他メール・電話・オンライン相談等の効果的と思われる方法、対応者についての提案【特記仕様書第 4 条第 2 項関係】

(案)

(3) 地権者からの移転先についての相談対応

- ア 不動産流通標準情報システム（REINS）を適法に活用して地権者に効果的に移転先についての相談対応を行う方法についての提案【特記仕様書第5条第1項関係】
- イ 不動産流通標準情報システム（REINS）に掲載されていない物件の情報（保有情報、収集手段）についての提案【特記仕様書第5条第1項関係】
- ウ 物件についての情報提供の方法（流れ・仲介や媒介・手数料の扱いなど、誰がどのように関与して地権者に物件についての情報提供を行うのか及び提案者の役割）と公平性の確保についての提案【特記仕様書第5条第1項関係】
- エ 不動産事業者についての情報提供の要望を受けた際の不動産事業者間の公平性に配慮した対応についての提案【特記仕様書第5条第1項関係】

(4) 移転先の情報提供以外の相談対応

- ア 住居の再建に向けた設計・建築・解体業者等の公平性に配慮した情報収集と必要な手続き等に関する情報提供についての提案【特記仕様書第5条第2項関係】
- イ 残地の利活用に関する提案や関連する企業等の情報提供、近接権利者同士の残地売買補助等についての提案【特記仕様書第5条第3項関係】

(5) 高齢者や生活保護受給者等に対する支援

- ア 高齢者や生活保護受給者等への移転先の情報提供についての提案（市営住宅・賃貸物件・バリアフリー）【委託特記仕様書第5条第4項関係】
- イ 移転先での生活再建に関する相談やライフプランに関する相談についての提案【特記仕様書第5条第4項関係】
- ウ 関係企業、市の福祉部門等との連携等を含めたサポートについての提案【特記仕様書第5条第4項関係】

(6) その他

- ア 受託者が運用するホームページ上における公共用地交渉の促進等に効果的なコンテンツの提案【仕様書第41条第1項第6号関係】
- イ 仕様書で定める以外の提案（自由提案事項）【仕様書第41条第1項第6号関係】

5 参加意向申出書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）を提出してください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。なお、提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りします。

(1) 参加意向申出書等の提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

建設緑政局道路河川整備部公共用地課 連立担当

電話番号 044-200-2807 電子メールアドレス 53kouyou@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(案)

(URLを記載予定)

(2) 受付期間等

受付期間：令和7年1月●日（●）から同年2月●日（●）

※郵送の場合、令和7年1月●日（●）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月●日（●）から同年2月●日（●）まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式2）により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問書（様式2）にご記入のうえ、電子メールで送信してください。電話・FAXでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。

(4) 回答方法

令和7年2月●日（●）に質問書を提出いただいた全ての事業者宛てに電子メールにて回答書を送信します。

7 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出された事業者には、令和7年2月●日（●）に参加資格確認結果通知書（様式5）を交付します。交付方法は、電子メールでの送信を基本とします。

8 技術提案書等の提出

技術提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局へ提出してください。

期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 受付期間等

受付期間：令和7年2月●日（●）から2月●日（●）まで

※郵送の場合、令和7年2月●日（●）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

5(1)と同じ

(3) 提出書類

ア 技術提案書 6部及び電子データ

（様式任意。A4判縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内）

(案)

イ 見積書 6部（原本1部、写し5部）

なお、見積額は提案内容とバランスが取れたものとする

ウ 業務実施体制表 6部

エ 会社概要（パンフレット等） 6部

オ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料

(4) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書等は、返却いたしません。なお、提出された技術提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。

イ 提出期限後は、技術提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 技術提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、技術提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 技術提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 技術提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。

カ 技術提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。

キ 提出物は、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）の対象になります。

9 ヒアリング

(1) 日時

令和7年3月●日（●）午後2時から（予定）

※ 詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎●階 ●●会議室

(3) 選考評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会において選考評価をいたします。なお、評価基準は、「南武線連立関係事業用地取得関連業務委託選定評価基準（様式●）」のとおりです。

(4) 提案説明

ア 提案説明は各事業者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。

イ 契約後に本業務に携わる人が技術提案書を作成し、ヒアリングに参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

(5) その他

(案)

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

10 選考結果

選考結果については、令和7年3月下旬にすべての提案事業者に郵送で通知します。また、本市ホームページで公表します。

なお、選考結果等について電話・電子メール等での問合せには応じないものとします。

11 技術提案の辞退

参加意向申出書を提出した後に企画提案を辞退される場合は、令和7年3月●日（●）までに持参又は郵送により辞退届（様式4）を提出してください。

※郵送の場合は令和7年3月●日（●）正午必着

12 契約手続等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。

(2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/233300/>

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) 関連情報を入手するための窓口は5(1)と同じです。